

岡山理科大学附属高等学校 学校いじめ防止基本方針

平成 25 年 9 月策定

令和 7 年 4 月改訂版

いじめに関する現状と課題

本校では建学の精神にあるよう多く・コースを設置している。そのため、学力や規範意識のレベルに開きがあり、指導に注意が必要である。また、人間関係や、SNS上でのトラブルを抱える生徒も多く、関係機関や教育相談室と連携して取り組んでいる。

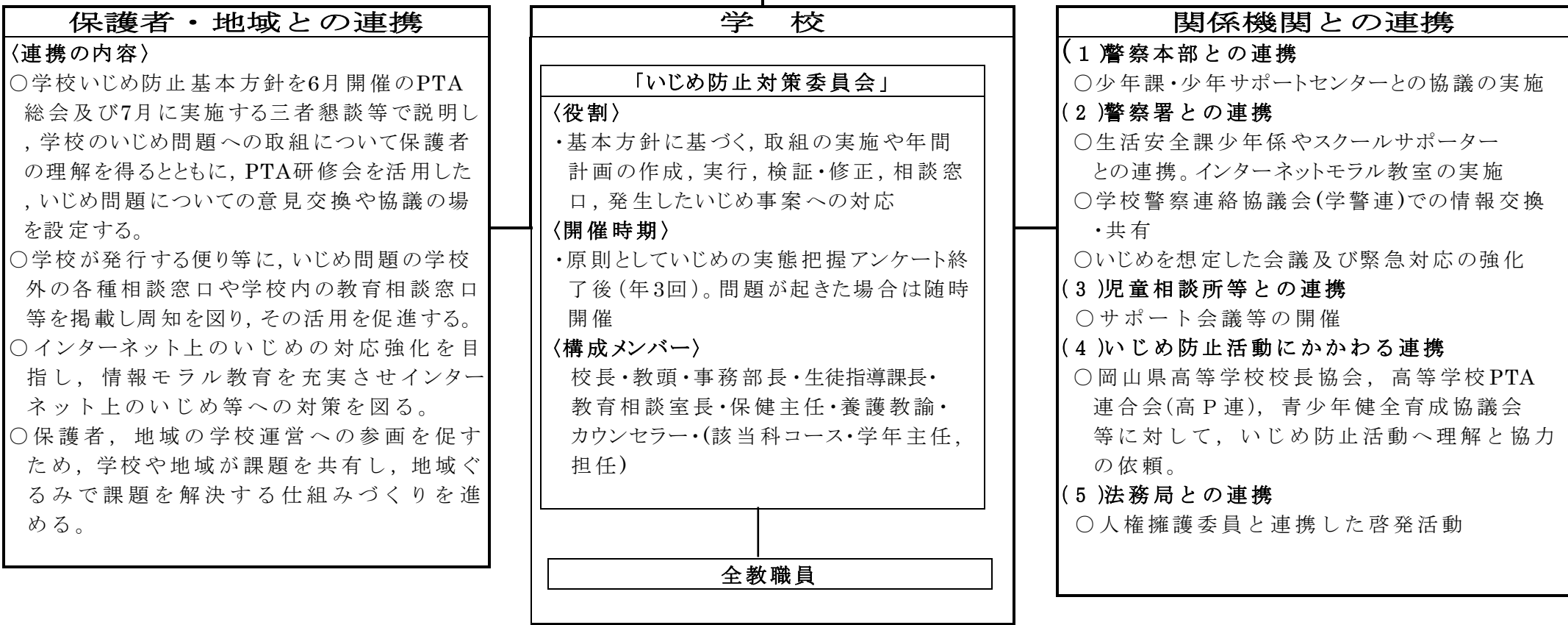
本校においては、これまで生徒理解を基盤とした教育活動を推進し、生徒の実態を把握・分析するために「生活・いじめアンケート」を年間3回実施している。また、いっそう豊かで安定した生徒の学校生活を実現していくため、学校組織の見直しを図り、教職員相互が学校生活上の諸課題の共通理解と、いじめの未然防止や早期発見、いじめへの対処に関し、組織機能をさらに確立していくことが重要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめに対する基本認識

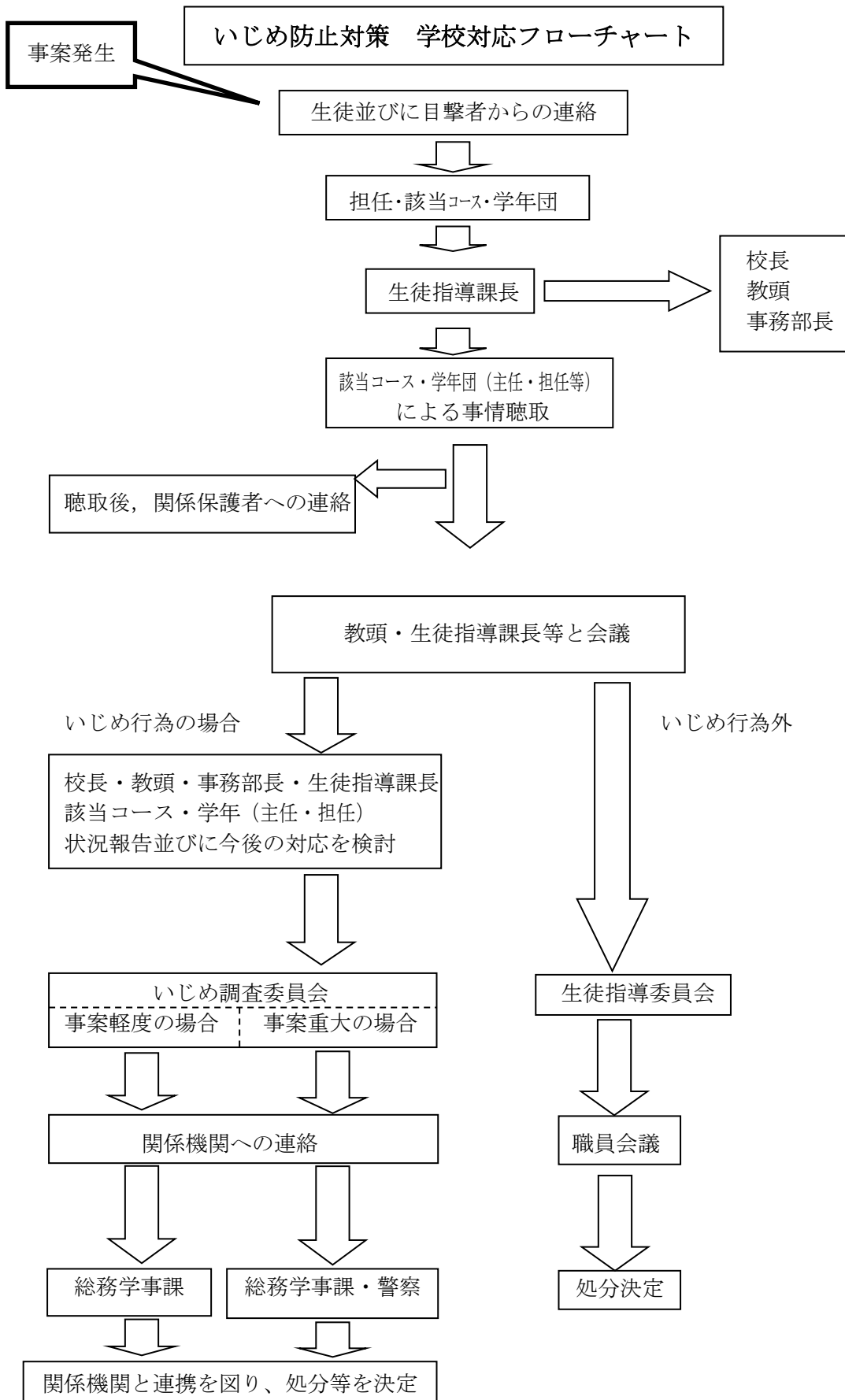
すべての生徒と大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめはすべての生徒に関する問題であり、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら、助長・傍観をしないよう、すべての生徒に理解させる。

- (1)いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。 (2)いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
 (3)いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。 (4)保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。



学 校 が 実 施 す る 取 組

いじめの未然防止	<p>○人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。</p> <p>(教員研修) 教職員の適切な指導に資するために、職員会議等での報告研修会や、外部講師による研修会を実施する。教職員全員が常日頃から危機感を持ち、自らの言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払った指導を行う。いじめ防止対策委員会が中心となり、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。</p> <p>(生徒指導) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。また、学校行事(体育祭・文化祭・球技大会等)や部活動において、生徒自らが学校に対して愛着を持ち、他者尊重や自己有用感が感じられる学校づくりを進める。y</p> <p>(人権教育) LHRや集会、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。</p> <p>(情報モラル教育) 教科「情報」等で、情報を責任を持って発信し、適切に利用する情報モラルを身に付ける。必要に応じて外部講師を招き、生徒・保護者を対象とした研修を行う。</p>
早期発見	<p>○いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。</p> <p>(定期的な調査) アンケート調査(年3回)、三者懇談等(7月)を実施し、生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。日常的に校内巡視を行い生徒の行動を注視する。アンケートには生徒の意識調査に関する質問を加え、回答に基づいた面談を行い、生徒の悩みの解消やいじめの早期発見につなげる。</p> <p>(相談体制の確立) いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。</p> <p>(情報の共有) いじめ防止対策委員会による定期的な情報交換を行う。気になる生徒の変化や行為があった場合には、担任やスクールカウンセラーを交えた関係教職員間で早急に情報共有できる体制を構築する。</p> <p>(家庭との連携) 電話・メール・家庭訪問等で保護者と密な連携を図り、情報を共有することで、積極的ないじめの認知や早期発見につながる関係を構築する。</p>
いじめへの対処	<p>○いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。</p> <p>(いじめの実態の把握) いじめの実態について、被害者および加害者から事実関係の聴取を行う。また、関係者にも聞き取り調査やアンケート調査を行い、その実態を把握する。その実態を正確に保護者に伝える。</p> <p>(いじめへの組織的な対応) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。必要に応じて、県が設置しているサポート機関の活用を図る。</p> <p>(いじめられた生徒とその保護者への支援) いじめられている生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。</p> <p>(いじめた生徒とその保護者への支援) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ反省・謝罪をさせる。法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。</p>



*いじめ調査委員会

校長（委員長）・教頭・事務部長・生徒指導課長・教育相談室長・保健主任・養護教諭・該当コース主任・該当学年主任・該当担任・カウンセラー等